



【今月の雑学】こんにちは！桜が見頃となり、お花見へ行かれた方も多くいらっしゃると思います。さて、お花見で活躍するブルーシートはなぜ青いかご存知ですか？以前は、実はオレンジ色が主流でした。しかし、1965年頃に「オレンジ色の顔料に人体に有害な物質（カドミウム）が含まれている」という話が広まり、次第に青色へと変わっていったそうです。（後の調査でカドミウムは含まれていないことがわかっています。）青色が好まれた理由は、海・空の清々しさを連想させ爽やかであること、景観を損ねない＆景観に溶け込みやすいこと、青色の顔料が他の色に比べ安かったことなどが挙げられているそうです。ブルーシートにも歴史があったのですね！

## — 平成27年度税制改正 —

### 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置を創設！

- ＜目的＞ ○将来の経済的不安により若者が結婚・出産を躊躇しないよう、子や孫の結婚・出産・育児を支援  
○祖父母や両親の資産を早い段階で子や孫へ移転させる

#### ＜制度の概要＞

受贈者	20歳以上50歳未満
贈与者	直系尊属（受贈者の親・祖父母）
金銭等の拠出先	金融機関の受贈者名義の口座
非課税限度額	受贈者1人毎に1,000万円。ただし、結婚関係の支出分は300万円まで。
資金の使途	【結婚関係】・挙式等費用・新居の住居費・引越費用
	【妊娠・出産・育児関係】・不妊治療費用・妊婦健診費用・出産費用・産後ケア費用 ・子の医療費・子の保育費（ベビーシッター費用含む。）
申告方法	受贈者が申告書を金融機関に提出 （金融機関が納税地の所轄税務署長に提出。）
拠出の確認	金融機関が領収書等の支出を証明する書類をチェックし、書類を保管。
口座の契約終了	①受贈者が50歳に達した場合、②受贈者が死亡した場合、 ③信託財産等の価額がゼロとなった場合において終了の合意があった場合
契約終了時の残高	使い残しがある場合は、その使い残しについて贈与税を課税。
	終了前に贈与者が死亡した場合は、その未使用残高は贈与者の相続財産となる。 2割加算については対象外。（贈与税は非課税）
期限	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間の措置

#### ＜細かなお話＞

##### ◆受贈者の結婚に際して支出する費用

○挙式や結婚披露宴の挙式代、会場費などの費用等、入籍日の1年前以後に支払われたものに限りです。

○新居の住居費は、入籍日の1年前後以内に締結した賃貸借契約に関するものに限られ、また、当該契約締結日から3年を経過する日までに支払われたものが対象です。新居への引っ越し代も、入籍日の1年前後以内に行ったものに限りです。

##### ◆育児に関する費用には、以下のものが含まれます。

未就学児の子の治療、予防接種、乳幼児健診、医薬品（処方箋に基づくものに限る。）保育園、幼稚園、認定こども園へ支払う入園料、ベビーシッター業者等への費用、保育料、施設設備費、入園試験の検定料、行事への参加や食事の提供など育児に伴って必要となる費用

#### ＜最後に一言＞

以前、優経通信でも取り上げました「教育資金の一括非課税贈与」では、贈与者死亡時に、当該贈与が相続開始前3年以内のものであっても、その未使用残高は相続財産への加算の対象とならないので、相続税対策においてメリットがありましたが、それとは少し取扱いが異なりますね。

～ 26年度を終えて、こんなときどうする？～

## グループ表彰金の使途と福利厚生費

業績アップに貢献した社員や部署・課などのグループに対し支給する社内表彰金は、**原則、給与に該当し、源泉徴収**を行う必要があります。しかし、グループに対して「表彰金」を支給した場合には、そのグループの社員達が「表彰金」を元手に慰労会などを開催するケースもあるかと思えます。グループから「表彰金」の**使途の報告を受ける**（使途明細書、飲食店の領収証を提出させるなど）ことを前提とし、その**金額が社会通念上一般的な範囲**であれば、給与ではなく、社員達への**福利厚生費**として処理して差し支えないことになっています。このような慰労会は、社員間の親睦を深めるという点で、会社企画の会食や社員旅行等の開催の趣旨と同様といえます。ポイントは、使途明細書等の提出です。報告がなければ、「表彰金」が使われたか証明できないため、原則通り、給与として源泉徴収することになります。

## 今月の「掲示板」

### ※弊所ホームページが新しくなりました※

新年度を迎え、弊所も心機一転☆

ホームページを3月20日より、**リニューアル**いたしました！

本年度もより一層、顧問先様のお役に立てます様、

社員一応努めてまいりますので、どうぞよろしく

お願いいたします！

弊所 HP : <http://www.uk-g.co.jp/>



## 知っとこ! 「税務のマメ知識」

### 【源泉所得税 ・ 納期の特例制度】

～ 従業員の“10人以上”の判定について ～

Q. 当社は給与の支払いを受ける者が常時9人で、源泉所得税の納期の特例制度を適用しています。このたび、臨時的に短期雇用で労働者を2人雇うことになりました。この場合、給与の支払いを受ける者は10人以上となるので、納期の特例制度は適用できなくなるのでしょうか？

A. 源泉所得税の「納期の特例」制度は、給与等の支払を受ける者が常時10人未満の源泉徴収義務者に限り、認められている制度です。この「給与等の支払を受ける者が常時10人未満である」かどうかは、給与の支払を受ける者の数が**平常の状態において10人未満**であるかどうかにより判定することとされています。

今回のように、短期で人を雇い入れた人数を含めて10人以上となった場合、それが**臨時的なもの**であれば、給与の支払を受ける者は常時10人未満であるものとされ、納期の特例を適用することができます。

まとめますと、通常、労働者を日々雇い入れることを常態としない者が、繁忙期などで臨時で雇用した人数を含めると給与の支払を受ける者が10人以上になってしまうような場合は、「常時10人未満」であるものとされ、納期の特例を適用することができます。ただし、**労働者を日々雇い入れることが常態化している場合には、たとえ常期雇用の人数が10人未満であっても、日々雇い入れる者を含めて常時10人未満でなければ、この特例を適用することはできません。**



## 今月のあなたの運勢



A型

B型

O型

AB型

つまらないことにこだわって人と争う暗示が！  
短気を起こすと損をしやすいため**何事も慎重に**行動すること☆

方針を改めようと意志を固めたら周囲の状況を伺いながら進めること。  
**人のお世話が吉運向上**につながります！

**良い相談相手を見つける**ことで問題解決への道が開ける運勢。迷った時は日を改めて決断するとよいでしょう♪

目下の意見に耳を傾けると、ヒントが得られそう。自己の才能が認められる時期ですので**努力を惜しまずに！**



## 優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ [ukz@uk-g.co.jp](mailto:ukz@uk-g.co.jp) <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。